○財務省告示第百九十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和八年六月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第194回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行額	額面金額で207,254,140,000円
5	最低額面金額	10,000円
6	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7	発行日	令和８年６月15日
8	発行価格	額面金額100円につき100円
9	初期利子の適用利率	年1.67％
10	第２期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が９年５か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05％を下回るときは、その率は0.05％とする。
11	初期利子	令和８年12月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。 額面金額×$\frac{1.67}{100}$×$\frac{1}{2}$
12	第２期以後の利子	毎年６月15日及び12月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前６月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。 額面金額×$\frac{\text{第10号に規定する第２期以後の利子の適用利率}}{100}$×$\frac{1}{2}$
13	償還期限	令和18年６月15日
14	償還金額	額面金額100円につき100円
15	払込期日	令和８年６月15日
16	払込場所	日本銀行の本店又は支店
17	中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和９年６月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和９年６月15日から令和９年12月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋第２期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$） ⑵　令和９年12月15日以後の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）
18	中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の４第１項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第３条の規定による改正前の相続税法第21条の４第１項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和９年６月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。 ⑴　令和８年12月15日から令和９年６月15日前までの間の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額） ⑵　令和８年12月15日前の場合 額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額
19	元利金支払場所	日本銀行

○文部科学省告示第九十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を文化財登録原簿に登録したので、同法第五十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月九日　　文部科学大臣　松本　洋平

名称	構造及び形式	所在地
無意根大橋	○鋼製五連桁橋、橋長二三九メートル、幅員九・メートル	山渓北海道渓国有林札幌一市有林二林班七二林班ろ定山
薄別回廊	幅鉄筋員二コンクリート造、延長一四七メートル、五メートル	山渓北海道渓国有林札幌一市有林七二林班七二林班ろ定山
薄別トンネル	一コンクリート造、鉄筋延長一七五メートル、幅員コンクリート造庇付	山渓北海道渓国有林札幌一市有林七二林班七二林班ろ定山
仙境覆道	メクリート造、鉄筋コンクリート造、延長一二及びメートル、幅員二メートル	山渓北海道渓国有林札幌一市有林七二林班七二林班ろ定山
定山渓トンネル	長一、一二四メートル、幅員九・四メートル造、延長一、一二四メートル造及び鉄筋コンクリート造単アーチ橋、橋長八・五メートル	山渓北海道渓国有林札幌一市有林九二林班〇林班ろ定山
ＩＧＲいわて銀河鉄道橋梁	石造及び煉瓦造単アーチ橋、橋長八・五メートル、翼壁付	田岩手県盛岡市下田下出袋
ＩＧＲいわて銀河鉄道橋梁	鋼製三連桁橋、橋長六〇メートル、翼壁付	崎岩手県盛岡市川崎上川向
松川避溢橋	ＩＧＲいわて銀河鉄道橋梁	石造及び煉瓦造単アーチ橋、橋長八・五メートル、翼壁付	崎岩手県盛岡市川崎向川